

《記入上の注意事項》

- ・振込先は、正確に記入してください。
- ・組合が補助金の対象と認める検査項目以外の検査項目・二次検査費用・結果報告書の書類送料等の諸経費は、補助金の支払い対象になりません。
- ・対象者が多数の場合は、請求書をコピーしてお使いください。
- ・請求書の添付書類は、お返しできませんので原本が必要なときはコピーを提出してください。
- ・請求期限は**3月末**としていますが、添付書類等が揃い次第、お早めにお手続きください。

《補助金支給要件》

【補助金支給対象】

この補助金制度は、原則として組合が直接健診を実施することが困難な国内の遠隔地域（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県以外の地域）での事業主健診（労働安全衛生規則第44条「定期健康診断」の検査項目）の上乗せ健診（付加健診）として以下のがん検診を実施した場合に、組合の疾病予防事業の一環としてその費用に補助金を支給するものです。

【補助金の年齢制限】

年齢制限はありません。

【補助金の対象検査項目】

胃部、大腸、乳房、子宮のがん検診

【添付書類】

1. 健診機関の健康診査結果個人票（受診者同意のうえ添付・写し可）
2. 特定健診検査項目の回答票
3. 事業所が支払った費用にかかる領収書（明細及び押印のあるもの・写し可）

【支給額】 下記の金額を上限とする実費額を支給します（消費税を含む）。

- | | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| ○胃部がん検診 | 4,010円 | ○大腸がん検診 | 990円 |
| ○乳房がん検診 | 3,630円 | ○子宮がん検診 | 3,390円 |

【特定健診検査項目のデータ提供に関するお願い】

平成20年度から、健康保険組合では40歳から74歳までの組合員を対象として、「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健診の実施が義務化され、国へ報告することとなっています。

この法律の第27条「特定健康診査等に関する記録の提供」では、事業主が労働安全衛生法等に基づき健康診断を実施した場合、健康保険組合は40歳以上（当該年度末）の被保険者の健診（特定健診項目を含む）のデータを、事業主からご提供いただくことができることとなっています。このことにより、添付していただいた健診結果個人票のうち、特定健診該当者のデータについては、特定健診の報告に活用させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、労働安全衛生法の必須項目に含まれない問診項目「服薬歴」、「喫煙歴」、「既往歴」、「自他覚症状」については特定健診の必須項目であるため、厚労省より関係団体長を通じ聴取徹底と保険者へのデータ提供協力依頼がされており、このデータ提供についてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「服薬歴」、「喫煙歴」、「既往歴」、「自他覚症状」の聴取が行われなかった場合、直接被保険者個人又は医療機関へ照会をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

【個人情報の利用目的】

組合は、がん検診補助金支給の確認書類として添付される健診結果個人票を、補助金支給に際しての確認書類として活用することに併せて、40歳以上の被保険者については「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診の提供データとして活用すること及び、特定保健指導の対象者を抽出すること以外には利用しません。